

**Association for Research on the Impacts of War
and Military Bases on Women's Human Rights**
「女性・戦争・人権」学会
ニューズレター第 28 号

2010年11月10日

<目次>

- I. 巻頭の言葉—代表挨拶— 岡野 八代
- II. 2010 年大会報告 (6 月 27 日@同志社大学)
 - 1. 総会報告
 - 2. シンポジウム報告 玉城 福子
- III. 運営委員会報告 (9 月 23 日@京都)
 - 1. 事務局報告
 - 2. 2010 年度予算案について 石川 雅也
- IV. 新運営委員挨拶
- V. 編集委員会からのお知らせ
- VI. 研究会案内
- VII. 会員書籍紹介
- VIII. 編集後記

I. 巻頭言—代表挨拶—

岡野 八代

今年 2010 年 12 月にわたしたちは、東京九段下で開催された「女性国際戦犯法廷」から 10 年を迎えます。9 月に新しく組閣された第二次管内閣では、この 10 年の間、個人賠償を含めた日本軍性奴隷制に対する解決を求めてきた岡崎トミ子議員が男女共同参画担当大臣に就任しました。12 月に向けて日本社会の世論がどれほど、いまだ解決されてない「慰安婦」問題に対して関心を向けるのか、向けるとしてもどのような反応を見せるのか、まったく想像がつかない状態です。

学会では、後に報告されるように、同志社大学でこの 10 年を振り返ることを趣旨とした年次大会を開催し、学会創設時を彷彿とさせるような盛況の中、大会を終えました。参加者の多くは、一市民として「慰安婦」問題解決を目指す決議を地方議会で採択されるよう、日々努力をされている方々でした。大会を終え、本学会に多くの市民の方が期待を寄せてくださっていることを実感し、学会を代表する者としてたくさんの励ましをいただきました。

この 10 年、学会では主に日本軍性奴隷制の解決に向けて、市民運動と研究活動を結びつける役割を目的としてきました。今回の NL でもお伝えするように、これまでの目的を引き継ぎながら、みなさんとともに、21 世紀の国際社会の変化のなかで、今後の学会の新しい活動の在り方を模索していきたいと考えています。

来る 12 月には、京都の立命館大学で、韓国からの研究者を招いた大きなシンポジウムも開催されます（NL の最後に、シンポジウムの案内がありますので、そちらを参照してください）。そのような機会をみなさんと共有しながら、学会の活動と研究の目的を広げていきたいと切に願っています。

ここによく、学会誌第 10 号もお届けすることにもなりました。論文その他、みなさんの研究成果、あるいは市民活動のお知らせも、ぜひ学会にお知らせください。2011 年もまた、みなさんとともに創造していく学会活動を目指していきたいと思っています。

2010 年 10 月 5 日

II. 2010 年大会報告

1. 総会報告

6 月 27 日、午前 10 時から以下のように総会を開催いたしました。今後の学会活動の在り方を学会員のみなさんからの意見をいただきながら議論するために、今年は例年開催されていた自由論題の報告を取りやめ、2 時間の総会をもつことに決めましたことを、改めてみなさんにお伝えしておきます。

1) 代表あいさつ

2) 会計報告（石川）

総会開催までに、学会誌を含め今後の活動をいかに継続しているかが決定されていなかったため、暫定予算が提出された。本予算については、本 NL で後ほど会計から説明されます。

3) 学会員の学会費納付状況

昨年からの呼びかけのおかげで、80%という高い納付率が達成された。この状況が続けば、なんとか学会としての活動を維持できることが報告されました。

4) 事務局報告

2009 年度は、研究会が一回のみにとどまり、事務局の秋林さんが日本不在ということもあり、運営委員会、事務局会議も開催することができませんでした。しかしながら、メールなどで密に連絡をとることによって、2010 年度からの学会のより活発な活動を整えることができました。

5) 編集委員会報告

10 周年記念特集号、7 月中には刊行したい（8 月中には確実に出る）との報告がありましたが、編集等さまざまな事情が重なり、ようやくここにみなさんにお届けすることが可能となりました。

編集からは、投稿論文がなかったこと、また、今年から英語要旨のネイティブチェックを採用し、5500円が支出されたことが報告されました。

6) 今後の学会運営について

①学会登録について

以前より、NLなどでお伝えしておりますように、「女性・戦争・人権」学会は、学会という名がついていますが、実際には学術団体として登録せずに創設以来活動を続けてきました。前回の2009年総会までは、学術団体ではないけれども、学術団体がきちんととりあげないことを「学会」の名で扱い、発信していくという活動をするものの重要性が、運営委員会の間での了解事項として扱われていました。創設時に、従軍「慰安婦」問題という通常の学会ではほとんど扱われない問題を中心に活動することを目的として、学会が創設されたことと、このことは関係していません。

しかしながら、今後については、学会登録のデメリット、メリットを勘案しながら、学会登録するの可否かについては、運営委員会で決定することが確認されました。

②運営委員

ここ数年の学会開催地の偏りからわかるように、関西、とりわけ京都に一極集中していることの問題が提起されました。しかしながら、正規で本務校をもつ教員でないと、事務局・大会開催が難しいという点も確認されました。後に報告しますように、地域の偏りがでないように、より多くの方に運営委員会に参加していただける努力を続けています。

③大会などの活動について

会費を下げ、研究会として組織そのものを変えたり、学会誌など費用がかかるものを見直したりするといった、縮小をめざした提案もありましたが、学会費を払い続けてくださっている100人近い学会員の方の存在は、学会への期待の表れだと考え、今後も新しい学会員の獲得と研究活動の広がり努力することが確認されました。

④学会誌について

投稿の少なさ、これまでの投稿規程の見直しの必要が提起されました。学会誌の発行については、費用・発行元の行路社の協力・編集委員の手間について、多くの困難が伴いますが、これまでの継続性・蓄積を重視、今後もより充実させていくことが確認されました。また、投稿規程の変更については、後ほど編集委員長から本NL上で報告されます。

7) 運営委員の交代

2009年度運営委員会は、岡野八代・秋林こずえ・清末愛砂・金友子・堀田義太郎・石川雅也・矢野久美子の7人体制でしたが（敬称略）、以下のように新たに4人の方が選任・承認されました。

任期切れ：なし

承認：大橋稔さん（日本不在だったため、委員として再承認）。

選任・承認：西田千津さん・黒瀬勉さん・中川志保子さん

2010年度は、以上の11人体制で運営委員会を運営していきます。

2. シンポジウム報告

玉城 福子

1) はじめに

第12回大会は6月27日に、『女性国際戦犯法廷』10年を迎えて——ハーグ判決実現に向けた課題と展望——と題して、同志社大学で行われた。本シンポジウムは、シンポジスト三名がそれぞれ異なった視点から報告を行い、ここ10年の状況と今後の課題が立体的に描かれた。以下で、第12回大会の様子を報告し、当日会場に来られなかった会員の方とも知見を共有したい。

2) 「日本軍『慰安婦』研究の成果と課題」林博史

林氏は、これまで「慰安婦」問題の解明に歴史学のアプローチから尽力されてきており、こうした観点から、「日本軍『慰安婦』研究の成果と課題」と題して、女性国際戦犯法廷の到達点と問題点を整理した後、その後の研究動向や進展について報告した。

女性国際戦犯法廷では、日本軍・日本政府の資料と元将兵の戦記や元「慰安婦」の証言を総合的に検討することで、「慰安婦」制度の全体像と地域的な特徴、さらに、元「慰安婦」の被害は、当時のみならず、現在も継続していることが明らかになった。限界点として、中将より下の加害者の特定、ビルマやインドシナ諸国、太平洋諸島の諸国の女性の被害の解明、植民地の問題化などが挙げられた。今後の研究の展開として、米軍の性暴力、性売買研究へと接続させていく方向性が示された。

3) 『女性国際戦犯法廷』から10年—『慰安婦』問題—をめぐり国内外の動き」渡辺美奈



渡辺氏は、女性国際戦犯法廷では、インドネシア起訴状作成チームの一員として参加し、現在は、東京にある「女たちの戦争と平和資料館」の事務局長を務めている。渡辺氏は、2001年以降の「慰安婦」問題をめぐり国際的な動きおよび国内での動きを紹介した上で、今後の課題を示した。

国際社会では、各国での取り組みや日本政府に対す

る解決を求める決議の採択や、国連の各委員会でも「慰安婦」への言及がなされてきた。これに対し、国内では、教科書からの「慰安婦」記述の削除の問題、10件の「慰安婦」裁判が最高裁で棄却されるなど世界的な動きと逆行する実態がある。一方、国内でも立法解決へ向けた動きやそれを後押しするための市議会での意見書採択などの動きもある。今後

の課題として、渡辺氏は、次世代への教育だけでなく、すでに成人した人へもこの問題を知らせる必要があることを挙げた。さらに、政府による公的な謝罪や補償を行わせるためには、世論喚起と国連へのロビイングなどが必要だとする。

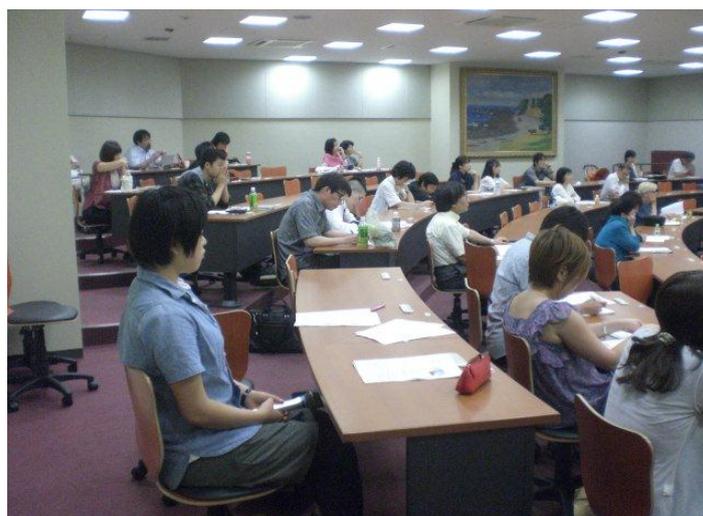
4) 「従軍慰安婦訴訟が問うたもの・今後の課題」松本克美

法学者として戦後補償問題に取り組んできた松本氏は、「慰安婦」の戦後補償訴訟の歩みや判例を紹介し、最後に日本とドイツの戦後補償への取り組みの比較から、今後の方向性を示した。

90年代に増大してきた戦後補償訴訟の判決のうち、「慰安婦」被害者の裁判に限ってみても、10件の訴訟が、すべて原告敗訴確定という状況がある。こうした判決の背景にあるのが、国家無答責の法理と時効・排斥期間である。しかし、次第に前者の理論は崩され始めているという。また、近年の戦後補償裁判の判例の中で、法的安定性よりも正義や公正が重視されるべきとされたケースもあり、後者の時効・排斥期間の論理も崩され始めている。松本氏は、ドイツでは「記憶、責任、未来」基金のための法律が2000年に作られたことを紹介し、「慰安婦」問題の解決のために、ドイツのように被害を被った人びとの被害を公的に承認することの重要性を指摘した。

5) おわりに

今回のシンポジウムを通じて、ここ10年の間に様々な運動、研究が積み重ねられる一方、裁判での敗訴や政府がこの問題を放置し続けていることなど様々な困難な状況があることを再確認することになった。さらに、各シンポジストの報告や会場からのコメントから、困難な状況の中



にあるからこそ、すべきことが山積しているのだと感じ、身の引き締まる思いがした。それぞれの場で、今回のシンポジウムの知見が活きることを期待している。

Ⅲ. 運営委員会報告

1. 事務局報告

1) 運営委員会を、9月23日に以下のように開催しました。いくつか重要な決定をしましたので、ここにみなさんに報告いたします。

参加者：岡野、矢野、大橋、堀田、黒瀬、西田、清末、石川、金（敬称略）

2) 2011年大会について

① 大会の回数の間違ひについて。

みなさんにお詫びしなければならないのですが、この間、ミスが重なり、大会開催のたびに誤って数えられてきました。今回、慎重に計算した結果、2010年の大会が実際には第14回でした。来年度の大会は、第15回です。

② 学会開催時期について

大会はこれまで、6月の第3週目か第4週目と決められてきました。しかしながら、このたび、多くの運営委員から、他の学会開催と重なる6月の大会主催が厳しいとの意見がでました。そこで、議論の末、以下のように今後大会を開催することを決定しました。

毎年10月第4週の日曜日に大会を開催する。

そこで、2011年度第15回大会は10月23日に開催されることになりました。今回の大会開催時期変更に伴い、秋季研究会は、「春季」研究会に変更します。

また、来年度の開催校ですが、現在の運営委員の構成上、再度京都の立命館大学か同志社大学で開催することに決定しました。

3) 学会の在り方、とくに学会登録について

① 文科省登録の件について

若い方に学会報告の場をより広く提供し、より活発な学会活動を目指すことを目的に、学会登録することに決定しました。この点について、ご意見ご質問がある方は、**2010年12月まで**に学会事務局（E-mailの場合は、joseijinken@mail.goo.ne.jp）までお送りください。

② 学会の名称について

学会誌同様、これまでの継承性を重視し、名称はこれまで通り使用することにしました。しかし、少数ながら学会名も変更して新たに出直してはどうか、との意見もありました。学会名称変更となれば、総会での議論を経ることが必要となります。来年度総会のさい、またこの点についてはみなさんと議論することにいたします。

学会の文科省登録について、会員のみなさまの屈託のないご意見をお寄せください。

ご意見の募集期間は、**2011年1月末日**とさせていただきます。

2. 2010 年度予算案について

石川 雅也

先日の総会においては、今年度の事業の詳細が決まっていなかったため、暫定案として予算を提出し、NLにて改めて今年度の予算案を提案することを了承いただきました。それゆえ、この場にて改めて予算案を提案させていただきます。

収入につきましては、例年全体で 80 名程の会費納入がある故、それに基づいて作成しております。支出につきましては、HPの製作費としてリニューアル代 5 万円と日々の更新を含めて計上しております。また、学会誌制作につきましては今年度よりネイティブチェックを行ったため、その分を計上しております。

予算案についてご意見、ご質問等ございます場合は、当学会事務局までメールをお送りください。

「女性・戦争・人権」学会 2010 年度 予算案

収入の部		支出の部	
項目	2010 年度予算	項目	2010 年度予算
前年度繰越金	2,418,176	事務用品費	5,000
維持会費	100,000	通信費	40,000
一般会費	360,000	行事開催費	40,000
学生会費	30,000	交流費	0
行事参加費	20,000	人件費	90,000
カンパ	0	学会誌制作費	405,525
雑収入	5,000	運営委員会開催費	30,000
学会誌売上金	20,000	雑費	5,000
収入小計	535,000	支出小計	615,525
総計	2,953,176	次年度繰越金	2,337,651
		総計	2,953,176

2011 年大会の開催が

2011 年 10 月 23 日 (会場：京都)

に決定いたしました。それに伴い、

個人研究発表を募集

いたします。詳細は後日となりますが、発表を希望される方は、事務局

(Email : joseijinken@mail.goo.ne.jp) までお問い合わせください。

IV. 新運営委員挨拶

今年度より西田千津さん、黒瀬勉さん、中川志保子さんの3名が運営委員に新たに選任されました。また大橋稔が赴任先からの帰国に伴い、改めて運営委員に加わることが承認されました。これに加え、昨年度より運営委員として活動している矢野久美子さんの5名に、新運営委員としての挨拶、抱負などを記していただきましたのでご紹介いたします。

1) 矢野久美子さん

このたび運営委員をつとめることになりました矢野久美子です。横浜在住です。同志社大学で開かれた今年度の大会にとっても感銘をうけ、この学会の意義を再確認しました。いろいろと不慣れではありますが、私たちのネットワークを生き生きしたものにし、賛同者の輪をひろげることにお役に立てればと願っています。どうぞよろしく願いいたします。

2) 西田千津子さん

新しく運営委員をさせていただくことになりました。西田千津です。元々専門は歴史です。学生時代はフェミニズムとは距離を置いた存在でしたが、子育てをしながら市民運動にも関わる中で、フェミニズムがとても身近に感じられるようになりました。自分が幸せになり、人が幸せになるために学問は大切だとずっと信じてきました。勉強させていただき、何かお役にたてればと思います。非力ですが、よろしく願いいたします。

3) 黒瀬勉さん

本学会は規約で、ナショナリズム・民族主義を研究し、家父長制－軍事資本主義の構造的暴力を根絶するための思想実践を行って、非戦・非暴力の思想の構築をめざすことを主張しています。日本を取り巻く国際状況など、諸々のことを考えると、学会の思想実践と目的はこれまでと同様、あるいはこれまで以上に重要なものになってくると思います。運営委員の一人として、学会の活動に貢献するよう尽力するつもりでいます。

4) 中川志保子さん

皆様、こんにちは。新しく運営委員になりました、中川志保子と申します。現在、トロント市（カナダ）にある、ヨーク大学大学院女性学部に留学中です。シングルマザーの運動と社会福祉政策を研究しています。運営の仕事になかなか貢献できていませんが、少しずつできることを増やせるように頑張りたいです。いつもこの学会でいろいろな方にお会いできるのを楽しみにしております。どうぞよろしく願いいたします。

5) 大橋稔

約2年ぶりにアメリカより帰国し、また運営委員として活動させていただくことになりました。女性学、アメリカ黒人女性史研究を中心に、研究を行なっています。この学会に入会したのは、「研究と運動を繋ぐ」という学会の目的に感動したためでした。より多くの人にこの学会に参加していただき、多くの問題を共有し、そして解決のための活動が展開できる場となるよう、尽力して参りますので、よろしく願い申し上げます。

V. 編集委員会からのお知らせ

第 10 号をお待たせしておりますして誠に申し訳ありません。現在印刷の最終段階にはなっておりますので、年内にはお手元にお届けできるかと思えます。編集委員会の不備で遅くなりまして申し訳ありません。

このたび、編集委員会から、ご報告が二つあります。ひとつは、学会誌の公刊時期で、もうひとつは投稿規定の改定についてです。「女性・戦争・人権」学会誌はこれまで原則的に 6 月の大会にあわせて公刊してまいりました。このたび、大会の開催時期の見直しに合わせて、学会誌公刊時期につきましても、10 月に変更することにいたしました。

投稿規定については、とくに自由投稿論文につきまして、投稿論文の規定を改定いたしました。主な変更点は、投稿原稿の分量です。これまで原則として 80 枚（32000 文字）程度とされておりましたが、40 枚～60 枚（16000 文字～24000 文字）程度としました。

ほかに文献表示の方法を基本的な基準を作りました。投稿規定を以下に掲載いたしますので、ご確認ください。

編集委員会では投稿論文のご寄稿をお待ちしております。来年度（2011 年度 10 月）公刊予定の第 11 号は、本年度 2 月末が投稿締め切りになります。奮ってご応募をお待ちしております。

また、学生・院生・教員のみなさまに、重ねて是非ともお願いしたいことがあります。所属大学の大学図書館に本学会誌を所蔵して頂くようリクエストをぜひともお願いいたします。

国立情報学研究所の NACSIS という検索エンジンで検索したところ、現在、全国の大学関係の図書館で、本誌を今後も継続的に入れて頂く予定になっているのは、一橋大学、学習院大学、恵泉女学院大学、県立広島大学、国学院大学、桜美林大学、国立女性教育会館、早稲田大学、名古屋市立大学、立命館大学だけのような（全号が揃っているところは、一橋、学習院、国学院、国立女性教育会館、早稲田です）。

創刊号は絶版になってしまっておりますが、今後とも、身近な図書館に入れていただくよう、みなさまの積極的なご協力をなにとぞお願いいたします。

<投稿規定>

1. 投稿資格

本会会員の方は、すべて『女性・戦争・人権』誌に寄稿することができます。なお、編集委員会は、編集委員会の企画に基づき、非会員に寄稿を依頼することがあります。

2. テーマ

テーマは本会の学会規約に則るものとし、未発表のものに限ります。

3. 掲載決定の方法

- ① 投稿原稿を掲載するか否かは、二名のレフェリーによる審査を経たうえで編集委員会で検討の上、決定します。

- ② 検討の結果、著者に再考、加筆・修正を求める場合があります。
- ③ 原稿（図表、写真、FDなどを含む）は採否にかかわらず、返却しません。

4. 執筆要領

- ① 原稿は横書きとします。
- ② 投稿原稿の分量は、原則として以下のようになります（400字1枚として計算）。
 - 論文：40枚～60枚および英文要旨（200～300語）
 - 研究ノート：30枚
 - 通信：10～20枚
 - 書評：5～15枚
- ③ 投稿論文には、日本語の要旨（600字以内）と日本語キーワード（5語以内）、英文要旨（300語以内）と英文キーワード（5語以内）を付してください。これらは、②に記した論文の分量には含まれません。
- ④ 文献引用方法 本文中の引用は該当箇所に「(著者の姓、発行年、該当ページ)」の順に記したうえで、文献リストとして注の後に著者名アルファベット順で一括して記載してください。

文献リストの記載方法は、単行本の場合には、著者名、発行年（西暦）、『書名』、出版元の順に記載し、論文の場合には、著者名、発行年、「表題」、掲載雑誌名、巻、号（または編者名、『収録書名』出版元）、の順に記載してください。欧文の場合もこれに準じます。なお自著の引用に当たっては、「拙著」「拙稿」等による表示は避け、氏名を表記してください。

欧文については論文タイトルを「"」でくくり、著書名・雑誌名はイタリックとしてください。

5. 投稿方法

- ① A4版用紙に印刷した原稿を、事務局宛てに3部提出してください。
- ② 原稿を投稿する際には、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号、お持ちの方はEメール・アドレス）を明記してください。
- ③ 提出先は、「女性・戦争・人権」学会事務局とします。
- ④ 掲載が決定された場合、完成原稿をフロッピー・ディスクにテキスト形式で保存したもの、あるいはテキスト形式で保存したものをEメールに添付し、送付してください。
- ⑤ 英文要旨は提出前に可能な限りネイティブチェックを受けてください。

6. 締め切り日および審査結果通知日

自由投稿論文の投稿締め切りは、前年度の2月末日とします（当日の消印有効です）。また、審査結果は学会誌発行年度の4月中に通知します。

7. 校正

検討の結果、掲載決定された原稿についての校正は、著者校正は初校のみとします。

校正段階での修正は誤字・脱字等、最小限に止めてください。著者校正の段階での大幅な加筆や、修正がなされた場合、掲載を延期、または取り消しとする場合があります。

8. 著作権

本誌に掲載された著作物の著作権は「女性・戦争・人権」学会に属します。ただし、著者自身が使用する場合はその限りではありません。

9. その他

本誌に発表されたものを転載する場合には、学会事務局にご連絡の上、出版物を一部ご寄贈ください。

寄稿に関する問い合わせは、「女性・戦争・人権」学会事務局宛にお願いします。

VI. 研究会案内

立命館にて12月、以下のように研究会が開催されます。学会の共催ですので、奮ってご参加ください。沖縄問題と日本軍性奴隷制問題と、学会でも中心的な問題が取り上げられます。なお、タイトルなどは仮題です。

立命館大学国際言語文化研究所ジェンダー研究会シンポジウム

テーマ：バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー

——「女性国際戦犯法廷」10年を迎えて——

日時：2010年12月19日 10:30～18:00

主催：国際言語文化研究所ジェンダー研究会〔「バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー」科研基盤Bプロジェクト（代表：秋林こずえ）〕

共催：「女性・戦争・人権」学会

場所：立命館大学創始館カンファレンス・ルーム

http://www.ritsumei.jp/campusmap/map_kinugasa_j.html

問い合わせ先：立命館大学国際言語文化研究所

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

Phone : 075 - 465 - 8164

E-mail : genbun@st.ritsumei.ac.jp

I部 戦時性暴力／日常の性暴力（10:30～12:30）司会 秋林こずえ

○宮城晴美「沖縄からの報告」

○村本邦子「南京ワークショップの報告」

○梁澄子「在日の慰安婦裁判を支える会」から

○鄭暎恵「性暴力防止の立法化」に向けて

II 部 歴史と言説—「慰安婦」問題と関連して(13:30~15:30)司会 姫岡とし子

○宋連玉「慰安婦」・公娼の境界と帝国の企み」

○イ・ナヨン

○ヤン・ヒョナ

○岡野八代「慰安婦」問題と
日本の民主化」

III 部 全体討論 (16:00~18:00)

司会 崎山政毅・池内靖子

<シンポジウムの趣旨>

性暴力のトラウマは、戦争・紛争下におけるものであれ、日常生活におけるものであれ、自己の抛り所を根こそぎにされ、その恐ろしい出来事が過去とならず、くりかえし被害者に回帰してくるという性格を持っている。臨床の医者として、多くの性暴力被害者と向かいあってきた宮地尚子さんは、次のように指摘している。

「私たちは映画やドキュメンタリー・フィルム、書物や証言集などで過去の出来事を追体験することはできる。けれどもそこで再現可能なのはせいぜい視聴覚レベルであり、事件当時のすえたような臭いや、うだるような暑さ、しびれるような寒さ、汗や血のぬるぬるとする触覚や、気が遠くなるほどの時間の長さ、震えの止まらない指先、凍りつくような恐怖などまで追体験することはできない。」(宮地尚子『トラウマの医療人類学』2005)

証言者の痛みと孤独の深さに思いをいたすとき、彼女たちの証言を聞くことができること自体、奇蹟的なことに思える。

もう一つ、元「慰安婦」の証言、絵画、映画について深い思考を掘り下げてきた細見和之さんの言葉を引用しておこう。「直接的な加害者と言えないわれわれも、この証言を聞き、これらの証言者とともに同じ時代を生きている者、そして現に生きてきた者として、確かな責任を負うことになるだろう。忘れてならないのは、どんなに雄弁な証言者も孤独である、ということだ。聞かれないかぎり、聞き届けられないかぎり、それに耳を傾ける者がいないかぎり、そもそも証言は『証言』でありえないからだ。その意味で、われわれは彼ら、彼女らの語りを現に『証言』として構成する、きわめて重要なファクターなのだ。実際、たんに証言を聞かないという態度によって、その実、証言者を証言者として抹殺するという振る舞いが、この国ではずっと横行しているではないか。」(細見和之『言葉と記憶』2005)

証言者を抹殺する暴力が横行しているこの国で、在日韓国人元「慰安婦」宋神道さんは、

<会場案内図>



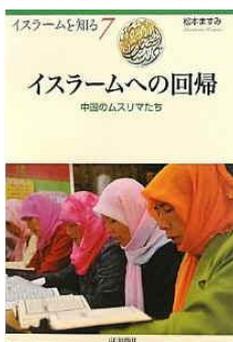
度重なる敗訴にあっても、「裁判負けても、オレの心は負けていない」と語った。この力強い言葉は、この息苦しい同時代に生きている私たちすべてにとって、またとない励ましであり、贈りものと言えよう。絶望的にみえる不条理な世界にあって、しかし私たちは「絶望しているわけにはいかない」し、このように、実際、屈しない人々がいることが希望である。宋神道さんと「在日の慰安婦裁判を支える会」に参加した人たちはドキュメンタリー・フィルムを制作しているが、貴重な闘いの証言となっている。元「慰安婦」の方々の証言、絵画、映像を通して、私たちは彼女たちの苛酷な体験を追体験することはできないが、彼女たちの証言を証言として受けとめることは私たちにしかできない。

本シンポジウムは、国際言語文化研究所のジェンダー研究会メンバーによる科研基盤Bの研究プロジェクト（代表:秋林こずえ）の一環として企画された。この研究プロジェクトは、「バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー」というテーマで、ジェンダーの視点から、平和研究また平和・安全保障関連政策への正義をめぐる議論の導入を図る。具体的には、ポスト紛争における「平和構築」とジェンダー正義の確立を目指す理論的かつ実践的研究に取り組むものである。

立命館大学国際言語文化研究所のジェンダー研究会では、これまでも「慰安婦」問題に関連し、証言集会や映画上映などに取り組み、研究者だけでなく、活動家、映像作家やアーティストとのネットワークを培ってきた。本シンポジウムは、継続して新たなネットワークを構築するために、日本の植民地支配と戦争責任、戦時性暴力に関する研究や、市民運動に関わってきた方々をパネリストに迎えて開かれる。

今年2010年は、女性市民運動による「女性国際戦犯法廷」が開かれてから、10年目を迎える。90年代初めに韓国の金学順さんが旧日本軍「慰安婦」制度の体験者として証言して以来、「慰安婦」問題が公論化され、アジア各地における戦時性暴力の補償を求める運動が高まり、この法廷は、その一つの集約的な形として、戦時性暴力を裁く民衆法廷を実現した。このシンポジウムでは、戦時性暴力被害者が切り拓いた証言の地平を掘り下げて考察するとともに、「女性国際戦犯法廷」を単にふり返ることにとどまるのではなく、その後のバックラッシュの時代における日本社会を見据え、その変革を促すための平和政策、女性政策の実現に向けて議論を深めたい。

VII. 会員書籍の紹介



松本 ますみ 著

『イスラームへの回帰：中国のムスリマたち』

山川出版社、2010年6月（¥1,260-）

ISBN-10: 4634474670 ISBN-13: 978-4634474673

女性のためのイスラーム宗教学校とそこに集うムスリム女性たち(ムスリマ)に注目して、現代中国におけるイスラームへの回帰現象と、女性の能力開花、自信回復・自立について考える。(amazon.co.jp より)

岡野 八代 編著

『家族：新しい「親密圏」を求めて』

岩波書店、2010年6月（¥2,100-）

ISBN-10: 400028357X ISBN-13: 978-4000283571

自由とは、人と人との交わりのなかで実現される何かではないか。では、重要な他者との密接な関係のなかで自由なくわたしはどのように可能となり、そのときの「自由」の意味とは何か。家族におけることばや記憶、家族法、ドメスティック・バイオレンス、女性野宿者の「居場所」、自尊感情、ジェンダーと家族等の論点から考える。

(amazon.co.jp より)



藤目 ゆき 著

『女性史からみた岩国米軍基地：広島湾の軍事化と性暴力』

ひろしま女性学研究所、2010年11月（¥1,500+税）

ISBN-10: 4907684266 ISBN-13: 978-4907684266

岩国市の川下地区の歴史と米兵による集団女性暴行事件に焦点を当て、基地の町の女性への抑圧や差別の問題を提起した。1部は、強制買収された耕地に旧日本海軍の基地ができ、戦後は米海兵隊基地として拡張してきた約70年間を概観。2部は2007年10月、同基地の米兵4人が広島市中区の繁華街で女性を暴行したとされる事件。

(The Chugoku Shinbun ONLINE より抜粋)

※ 近刊の著書や論文に関する情報を事務局にお寄せください。ニューズレターにて、紹介させていただきます。よろしくお願ひします。

VIII. 編集後記

今号から、矢野さん、中川さん、大橋の3名体制でニューズレターを担当することになりました。担当者が変わったといっても、学会の現在と会員の声を届けるというニューズレター発行の目的は今まで通りで変わりません。これからもみなさんの声を反映させて行きたいと思いますので、著書紹介、エッセイ、研究会のお知らせなど、是非お寄せください。

最近のメディアでは、「領土問題」を契機に、危機管理、安全保障ということが毎日のように報じられていますが、それらを耳にするたび、目にするたびに、国家とは何か？ 領土とは何か？ 「国民の安全」とは何か？ そんなことを改めて考えさせられる日々を過ごしております。

また、10月早々には、原稿が集まっていたにも関わらず、私のパソコンの不具合によって発行が遅れてしまいましたこと、心よりお詫び申し上げます。(大橋稔)

事務局連絡先

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学国際関係学部 秋林こずえ研究室

「女性・戦争・人権」学会事務局

Fax : 075-465-1214

Email : joseijinken@mail.goo.ne.jp

Website : <http://www.war-women-rights.jp/>

郵便振込口座 00900-6-38551 「女性・戦争・人権」学会